

福島市悪質電話撃退装置等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者をなりすまし詐欺(特殊詐欺。特定の人物の名を騙り(なりすまして)相手から金銭をだまし取ろうとする詐欺の手口)や悪質商法等の被害から守るため、悪質電話防止機能を有する機器を購入する者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、悪質電話防止機能を有する機器(以下「対象機器」という。)は、次の各号のいずれかに該当する機能を持つ電話機又は電話機に外部接続可能な機器をいう。

- (1) 電話の着信時(呼び出し音が鳴る前)に、通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、自動で通話内容を録音する機能を有するもの。
- (2) なりすまし詐欺及び悪質商法等悪質電話の着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能を有するもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されている65歳以上の者(以下「高齢者」という。)又はその同居家族
- (2) 機器を専ら生活の用途として購入する者
- (3) 本市の市税を滞納していない者
- (4) 悪質電話撃退装置の貸与を受けていない者
- (5) 市内の事業所等から対象機器の購入及び取付工事をする者
- (6) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けていない者
- (8) 福島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、対象機器の購入に要する費用(装置等の設置費、付属品の追加購入費は除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費(消費税及び地方消費税を含む。)の2分の1の額とし、5,000円を上限とする。ただし、当該金額に100円未満の端数があるときは、

これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福島市悪質電話撃退装置等購入費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し
- (2) 申請者の運転免許証、健康保険証その他本人を確認できる書類(高齢者以外の同居家族が申請する場合は、申請者及び高齢者の書類の写し)
- (3) 対象機器の購入に係る領収書(申請者名、品名及び事業者名の記載があるもの)の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が添付する必要が無いと認める書類については、当該書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、福島市悪質電話撃退装置等購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第6条の交付申請は、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定の通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、福島市悪質電話撃退装置等購入費補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。